

No. 36 1992. 4. 24

データベースの法的保護に関するEC指令案

はじめに..... 1

データベースの法的保護に関するEC指令案（全文訳）..... 4

はじめに

1. 昨年12月に開催されたSOFTiC主催第3回コンピュータ・ソフトウェアの法的保護に関する国際シンポジウムにおいて、パネリストであったジャン・F・ヴェルストリンジ氏（EC委員会DGⅢ部長）の発言にあったように、EC委員会は本年1月29日、データベースの法的保護に関するEC指令案を発表した。本号はこの指令案の全文訳を掲載する。
2. わが国では昭和61年、データベースにつき、編集著作物の保護に準ずる形の最小限の法改正を行った（著作権法2条1項（10号の3）、4条4項、12条の2）。しかしながら、データベース関連産業の急速な発展という事情もあって、データベースに関する適切な法的処理を全般的に行い得るような法が形成されているとは言えない。

3. 他方、米国最高裁による1991年3月27日のFeist v. Rural判決において、編集著作物の保護に関し、いわゆる「額に汗」理論が否定されたことにより、データベースに関しても（特に創作性のないものにつき）著作権による保護の不十分さが懸念された（S L N 26号参照）。この判決が今回のE Cの立法提案への刺激となったことは、ヴェルストリンジ氏のシンポジウムにおける発言からも知られるところである。

また、S L N 30号で紹介したB B C判決は、独禁法によって編集著作物の著作権保護を覆し、E C委員会が強制許諾を実現した形となった。

4. 要するに、編集著作物やデータベースにおいては、保護の根拠や実質は、選択・配列の創作性ととどまらず収集のための労力や金銭の出費にあるが、これは従来の著作権法の保護の仕組みと必ずしもうまくフィットしないこと、他方、かかる編集物を過度に保護することは情報の自由流通、情報の加工による新たな価値の発現、ひいては文化や民主主義の発展に対する足枷にもなり得る、という緊張状態が事態の底に流れているのである。このような緊張ないし利害相反をオール・オア・ナッシング的に一律処理することは極めて困難であり、従って、データベースに関しても、情報の種類又は性質、収集の難易性、利用の形態等により、適切な条件（料金その他）を第三者が公平に定める裁定制度が必要となってくるのである。

5. 今回のE C案は、かかる事態に対し相当踏み込んだ立法提言をしており、全体として高く評価し得る内容となっている。

同案の目的は、

- ①大きくは、E C内におけるデータベース保護のハーモナイゼーション、
 - ②データベース保護につき、著作権法を補充する不正競争法的な「不公正な抽出を防止する権利」（保護期間10年）の創設、
 - ③さらに、データベースの著作権保護の解釈規定の創設（2条3項、4条1項、5条、9条2項など）、
- にあるとあってよいだろう。

6. 詳しい内容については全文を精読していただくとして、大まかな整理をすると、

・非電子的収集物 ——— ベルヌ条約

・電子的収集物 ——— (オリジナルなもの)
ベルヌ条約+不正抽出防止権
——— (オリジナルでないもの)
不正抽出防止権

7. なお、今回のEC案は、わが国におけるデータベース保護に関して、立法政策上また著作権法解釈上、おおいに参考になると思われる。さらに、同案は未だ案にとどまっているが、データベース保護の国際的ハーモナイゼーションのために、同案に対しわが国からも積極的提言を行うことが望ましいと思われる。同案においては（少なくとも文言上は）、ベルヌ条約に抵触しないよう配慮されているが、むしろ、ベルヌ条約そのものの修正等を含め最善のデータベース保護法制を国際的に確立するよう働きかけることも必要ではなかろうか。同案においても、例えば8条1項は—その意義は充分評価されるが—、問題がないわけではない。ソースが1つではなく2つに限られている場合、いずれからもライセンスを拒否される可能性があり、かかる場合同条では適切な“後行者”保護が望めない。

ともあれ、本EC案に関しては、充分な研究、検討、さらには提言がおおいに必要であると思われる。

□ データベースの法的保護に関する E C 指令案 (全文訳)

データベースの法的保護に関する閣僚理事会指令のための提案

欧州共同体閣僚理事会は、
欧州経済共同体設立条約 (E E C 条約)、特に、第57条第 2 項、第66条、第100条 a 号
に鑑み、
委員会からの提案に鑑み、
欧州議会と協力し、
経済社会評議会の意見に鑑み、

1. データベースは、現在、全加盟国において既存の法律により明確に保護されているわけではなく、また法律が存在する場合にも、保護の内容は異なっており、
2. 加盟国の法律により提供される法的保護におけるかかる相違は、データベースに関する E C 域内市場の確立及び機能に対し、及び特にオンライン・データベースの商品やサービスを E C 全域で等しい法的基盤の上で供給する個人及び企業の自由に対し、直接かつ否定的な影響を及ぼすものであり、かかる相違は、加盟国がこの主題に関する新しい法律を導入するにつれ (これは今日国際的的局面で増えつつあることだが) より一層大きくなる可能性があり、
3. 域内市場の確立及び機能を歪める影響をもつ既存の相違は除去される必要があり、又新しい相違の発生を防止する必要がある。一方、現時点では域内市場の確立及び機能、又は E C 域内における情報市場の発展に悪影響を及ぼさない相違は、本指令で扱われる必要はなく、
4. データベースの著作権保護は、法律又は判例に従って、多くの加盟国において、異なった形態で存在する。かかる不調和な知的財産権は、性質上属地的であり、仮に保護の範囲、条件、適用制約又は保護期間の相違が加盟国の法律の間に存続する場合、域内における商品又はサービスの自由移動を妨げる影響を持ち得るのであり、
5. 依然として、著作権はデータベースの法的保護にとって適切な形式の排他的権利であり、特に、データベースを創作した著作者の報償を確保する適切な手段であるけれども、著作権保護に加え、加盟国における不正競争の法律又は判例の統一されたシステムが未だ

ない中で、データベースの内容の不正な抽出及び再利用を防止するためには、他の手段が要求され、

6. データベース開発は、相当な人的、技術的及び財政的資源の投資を要するが、他方、かかるデータベースは、それらを独立に開発するのに必要な費用の極く一部で複製され得るものであり、

7. データベースに対する未許諾のアクセス及びその内容の取り出しは、重大な経済的及び技術的結果を持ち得る行為に該当するものであり、

8. データベースは、E C域内における情報市場の発展において極めて重大な道具で、この道具は、様々な他の活動及び産業に役立つものであり、

9. E C域内及び世界的に、商業及び工業の全ての分野で年々生成され処理される情報量の幾何級数的な増大は、全加盟国において、高度情報管理システムへの投資を要求しており、

10. 文学的、美術的、音楽的及びその他の著作物の発行が高率で増加するにつれ、消費者をしてE Cの遺産の最も包括的な収集を自由に持つことを可能ならしめる現代的な保存、書誌及びアクセスの技術の創作を必要としており、

11. 現時点では、加盟国間においても、またE Cと世界のデータベース製造大国との間においても、データベースの創作への投資のレベルには大きな不均衡があり、

12. 現代的な情報の蓄積及び抽出システムへのかかる投資は、安定的かつ統一的な法的保護体制がデータベースの著作者の権利の保護、及び海賊行為及び不正競争の行為の抑制のために導入されない限り、E C域内に生まれまいであろうし、

13. 本指令は、時に編集物 (compilation) と呼ばれる、著作物又はその他の素材の収集物 (collection) であって、それら [著作物又はその他の素材] の配列、蓄積及びアクセスが電子的、電磁氣的又は電子光学的プロセス或いはこれに類したプロセスを含む手段によって行われるものを保護するものであり、

14. かかる収集物が著作権保護を受け得るための基準は、著作物がデータベースの内容の選択又は配列をなす際に知的創作がなされたこと、であるべきであり、

15. 知的創作という意味でのオリジナリティ以外の他の基準は、データベースの著作権保護の適格性を決定するために適用されるべきでなく、特に、審美的又は質的な基準は適用されるべきでなく、

16. データベースという用語は、文学的、美術的、音楽的若しくはその他であるかを問わず、著作物の収集物、又は、テキスト、音、イメージ、数字、事実、データ又はこれらの如何なるものの組合せのような他の素材の収集物を含むと理解されるべきであり、

17. データベースの保護は、例えば、電子的又は非電子的形態で情報を得たり情報をユーザに提示するために作られたシステムや、データベースの構築又は操作において用いられる索引及びシソーラスのような、データベースの作成者により選択又は配列された内容がそれなくしては使用できない電子的素材に及ぶべきであり、

18. データベースという用語は、データベースの構築又は操作において用いられるコンピュータ・プログラムに及ぶとは解されるべきでなく、従って、コンピュータ・プログラムは依然として、指令91/250 EEC（ソフトウェア指令）によって保護されるのであり、

19. 本指令は、電子的手段によって作られる収集物にのみ適用されると解されるべきであるが、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1971年パリ条約本文）の第2.5条の意味における収集物としての著作権に基づく保護、及び、他の手段により作られる収集物に関する加盟国の法律に基づく保護を損なうものではなく、

20. 著作権又は他のあらゆる権利により保護される作品であって、データベースに編入されているものは、依然、それらの著作者の排他的権利の対象であり、従って、それらの著作者又はその権利の承継人の許可なくしては、そのデータベースに編入又はそのデータベースから複製することは許されず、

21. データベースに編入されたかかる著作物の著作者の権利は、データベース内のこれらの著作物のオリジナルな選択又は配列における別個の権利の存在によっては、何らの影響も受けることはなく、

22. データベースを創作した自然人の人格権は、ベルヌ条約の規定に準拠した加盟国の法律の規定に従い帰属及び行使されるべきであり、従って、本指令の範囲外にとどまるものであり、

23. 著作者の排他的権利は、その著作物が利用される方法及び誰が利用するかを決定する権利、及び特に、未許諾の者に対する著作物の利用可能性を管理する権利を含むべきであり、

24. それにも係わらず、一旦、権利者がデータベースの複製物をユーザの利用に供することを選んだときは、オンライン・サービスによるか他の頒布の手段によるかを問わず、当該合法的ユーザは、たとえアクセス及び使用が他の場合には必然的に「制限される行為」の実行となる場合であっても、権利者との合意において設定された目的及び方法において、データベースにアクセスし及びこれを利用することが出来なければならず、

25. ユーザ及び権利者がデータベースのいかなる用法が許されるのかを規定する合意を締結していなかった場合、合法的ユーザは、データベースへのアクセス及びその使用に必然的な「制限される行為」一切を実行できるものと見做されるべきであり、

26. 電子的であると非電子的形態であるとを問わず、ベルヌ条約で予見された限定的状況において合法的ユーザがデータベースの内容を複製することに関しては、他の利用又は頒布形態により公衆の利用に供された同一著作物の複製に適用されるのと同じ制限及び例外が、データベースからのかかる著作物の複製に適用されるべきであり、

27. デジタル記録技術の使用の増大により、データベースの作成者は、同一内容だが元のデータベースの配列の著作権を侵害しないデータベースを作成するために、作成者の許諾なく、そのデータベースの内容が電子的にダウンロードされ及び再配列されるかもしれないという危険に晒されており、

28. データベースの内容のオリジナルな選択又は配列における著作権を保護することに加え、本指令は、データベースの内容に関してなされたある行為が、たとえかかる内容自体が著作権又はその他の権利により保護されない場合であっても、制限の対象とすることを規定することにより、データを獲得及び収集する際に投下された財政的及び専門的投資の成果の不正取得からデータベース作成者の立場を保護するためのものであり、

29. データベースの内容のかかる保護は、データベースの作成者が商業目的による当該データベースの内容の未許諾の抽出又は再利用を防止し得る特別の権利によって達成される。この特別の権利（以下「不公正な抽出を防止する権利」という）は、如何なる意味においても、単なる事実又はデータに対する著作権保護の拡張として解されることはなく、

30. 商業目的によるデータベースからの著作物又は素材の抽出及び再利用を防止する権利の存在は、著作物又は素材自体に独立の権利を一切創設させるべきではなく、

31. 情報製品及びサービスの供給者間の競争の利益のために、商業的に頒布されるデータベースの作成者であってそのデータベースが所与の著作物又は素材の唯一可能なソースである場合は、ライセンスに基づき当該著作物又は素材を他人の使用に供すべきである。但し、かようにライセンスされる著作物又は素材が新たな著作物の独立した創作に用いられること、及び当該著作物又は素材に関する先行の権利又は義務が侵害されないこと、を条件とし、

32. かかる状況で供与されるライセンスは、権利者と合意される条件上公正かつ非差別的であるべきであり、

33. かかるライセンスは時間、労力又は財政的投資の節約といった商業的便宜を理由に求められるべきではなく、

34. ライセンスが拒否されるか、又は締結される条件について当事者間で合意に至らない場合には、仲裁制度が各加盟国により規定されるべきであり、

35. ライセンスは、公的機関により創作された公に利用可能なデータベースからの著作物又は素材の抽出及び再利用に関しては、拒否されてはならない。但し、それは、かかる行為が個人データの保護、プライバシー、セキュリティ又は機密性といった問題において加盟国又は欧州共同体の法律又は国際的責務を侵害していない場合に限られ、

36. 本指令の諸規定の目的は、データベースを創作した著作者の報酬を保証する手段として適切かつ統一されたレベルの保護を付与することであり、個人の保護と個人データの処理に関する閣僚理事会指令提案(JO 277/11/1990)の目的、すなわち、基本権、特に人権及び基本的自由の保護のための条約の第8条で認められているプライバシーに対する権利を保護するために考案された調和された基準に基づく個人データの自由流通を保証するものとは異なる。また、本指令の諸規定はデータ保護の法律を損なうものではなく、

37. データベースからの不公正な抽出を防止する権利にもかかわらず、合法的ユーザは、使用を許諾されたデータベースの内容を、商業的及び私的目的で、引用し又は別の方法で使用することが依然として可能であるべきである。但し、この例外は、狭く限定され、及

び著作者の著作物の通常の利用に抵触したり著作者の正当な利益を不当に害する方法で使用されないことを条件とし、

38. データベースからの不公正な抽出を防止する権利は、第三国が欧州共同体の国民又は居住者によって作られたデータベースに対して同等の権利を与える場合に限り、かかる第三国の国民又は居住者が著作者又は作成者であるデータベース、及び、ローマ条約の用法により欧州共同体の加盟国において設立されたとは認められない会社(companies and firms)によって作られたデータベースに及び、

39. 著作権あるいは他の権利の侵害に関して加盟国の法律に基づき規定された救済措置に加え、加盟国は、データベースからの不公正な抽出に対して適切な救済措置を規定すべきであり、

40. 本指令に基づき与えられる、著作権によるデータベースの保護及び不公正な抽出に対する内容の保護に加え、データベースの商品及びサービスの提供に関連する加盟国の法律に存在する他の法律条項は継続して適用されるべきであり、

よって、本指令を採択する。

第1条 定義

第1項

本指令において、「データベース」という用語は、電子的手段により配列され、蓄積され及びアクセスされる著作物又は素材の収集物、及び、データベースのシソーラス、索引又は情報を獲得若しくは提示するためのシステムなどのデータベースの操作に必要な電子的素材を意味するものと解される。それは、データベースの作成又は操作において使用されるコンピュータ・プログラムに適用されると解されてはならない。

第2項

「不公正な抽出を防止する権利」という用語は、商業目的により当該データベースからの素材の抽出及び再利用を防止するための、データベース作成者の権利を意味するものと解される。

第3項

「非実質的部分」という用語は、データベースの一部であって、その再製が複製元のデータベースとの関係で量的及び質的に評価して、データベース作成者のデータベースを利用する排他的権利を害さないと見做し得るものを意味するものと解される。

第4項

「非実質的変更」という用語は、その作成者によって機能するように意図されたやり方でデータベースが機能し続けるために必要な、データベースの内容の追加、削除又はその選択若しくは配列の修正を意味するものと解される。

第2条 保護の対象：著作権及びデータベースからの不正な抽出を防止する権利

第1項

本指令の規定に従い、加盟国は、データベースを、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の第2.5条（1971年パリ条約の本文）の用法による収集物として、著作権により保護する。

第2項

第1条第1項におけるデータベースの定義は、非電子的手段により配列され、蓄積され又はアクセスされる著作物又は素材の収集物についての、著作権による保護を損なうものではない。これらは、従って、ベルヌ条約の第2.5条により規定される限りにおいて、依然として保護を受ける。

第3項

データベースは、それが著作物又は素材の収集物であって、その選択又は配列によって著作者自身の知的創作を構成するものであるという意味においてオリジナルである場合、著作権によって保護される。データベースのこの保護の適格性の判断にあたり、他の基準は適用されない。

第4項

本指令により付与されるデータベースの著作権保護は、それら自身が著作権によって保護されるか否かには関係なく、その中に含まれる著作物又は素材に対しては及ばない。データベースの保護は、それらの著作物又は素材自体に存続する権利一切を損なうものではない。

第5項

加盟国は、データベースの作成者に、商業目的による、当該データベースからの、その内容の全体又は実質的な部分の、未許諾の抽出又は再利用を防止する権利を規定するものとする。データベースの内容の不正な抽出又は再利用を防止するこの権利は、当該データベースの著作権に基づく保護の適格性には関係なく、適用される。この権利は、データベースの内容が既に著作権又は著作隣接権によって保護されている著作物である場合には、当該内容には適用されない。

第3条 著作者：著作権

第1項

データベースの著作者は、データベースを創作した自然人若しくは自然人の集団、又は加盟国の法律が認める場合には、その法律により権利者と指定される法人とする。

第2項

集合著作物が加盟国の法律により認められている場合、その法律によりデータベースを創作したと考えられる者が、データベースの著作者と見做される。

第3項

自然人の集団により共同で創作されたデータベースに関しては、排他的権利は、共有される。

第4項

データベースが、従業員により、その職務遂行上又は雇用者の指示に従って創作される場合、契約による別段の定めがない限り、雇用者が排他的に、かようにして創作されたデータベースにおける全ての経済的権利を行使する権原を有する。

第4条 著作物又は素材の、データベースへの編入

第1項

原著作物自体を代替しない書誌的素材又は簡潔な要旨〔abstracts〕、引用又は要約〔summaries〕のデータベースへの編入は、それらの著作物の権利者の許諾を要しない。

第2項

他の著作物又は素材のデータベースへの編入は、依然として、それら著作物又は素材に関する如何なる著作権若しくは他の権利又は義務に従う。

第5条 著作権に基づき制限される行為

著作者は、

- データベースの内容の選択又は配列、及び
- データベースの創作又は操作に使用される、第1条第1項において言及された電子的素材に関し、

下記を行い又は下記を許諾することにつき、第2条第1項の意味における排他的権利を有する。

- a)一切の手段による及び一切の形態における、データベースの全部又は一部の、一時的又は恒久的再製、
- b)データベースの翻訳、翻案、配列及びその他一切の修正、
- c)上記a)及びb)に列挙された一切の行為の結果物の再製、
- d)データベース又はその複製物の、あらゆる形式の公衆に対する頒布（貸与を含む）。

権利者自身又はその同意による、EC域内におけるデータベースの複製物のファーストセール(first sale)は、域内における当該複製物の頒布権を消尽する。但し、当該データベース又はその複製物をさらに貸与することを管理する権利は妨げられない。

e) 公衆に対するデータベースの一切の伝達、展示又は実演。

第6条 第5条に掲げられた制限される行為に対する例外：選択又は配列における著作権

第1項

データベースの合法的ユーザは、権利者との契約の合意により決定された態様で当該データベースを使用するために必要な第5条に掲げられた行為一切を実行できる。

第2項

データベースの権利者とユーザとの間に、その使用に関する契約の合意がない場合、データベースの合法的取得者による、データベースの内容にアクセスし、及びそれを使用するために必要な第5条に掲げた一切の行為の実行は、権利者の許諾を要しない。

第3項

本条第1項及び第2項において言及された例外は第5条に掲げられた主題に関するものであり、データベースに含まれる著作物又は素材に存続する権利の一切を損なうものではない。

第7条 内容物の著作権に関する制限される行為の例外

第1項

加盟国は、簡潔な引用及び教育目的の説明に関して、加盟国の法律においてデータベースに含まれる著作物又は素材自体に適用されるものと同じ例外をデータベースの内容に関する一切の排他的著作権又は他の権利に適用する。但し、かかる利用が公正な慣行と合致することを条件とする。

第2項

加盟国の法律又は権利者と締結された契約の合意が、データベースのユーザに、データベースの内容の排他的権利に対する適用制約として許されている行為の実行を許す場合、かかる行為の実行は、第5条において定められたデータベース自体の著作権を侵害するものとは解されない。

第8条 データベースの内容に関してなされる行為：内容の不正な抽出

第1項

データベースの内容の無許諾の抽出及び再利用を防止する第2条第5項に規定された権利にもかかわらず、公衆の利用に供されているデータベースに含まれる著作物又は素材が、他のいかなるソースからも独立に開発、収集又は取得できない場合、商業目的で、当該デ

データベースから著作物又は素材の、全部又は実質的部分を抽出及び再利用する権利は、公正かつ非差別的な条件に基づきライセンスされるものとする。

第2項

データベースの内容を抽出及び再利用する権利は、制定法又は規則に従い情報を収集又は開示するために設立されているか、又はそのようにする一般的義務を負った公的機関によってデータベースが公衆の利用に供されている場合にも、公正かつ非差別的な条件に基づきライセンスされるものとする。

第3項

加盟国は、かかるライセンスに関する当事者間の仲裁のために適切な手段を定めるものとする。

第4項

データベースの合法的ユーザは、データベース作成者の許諾なく、出所を明示して、商業目的でデータベースから著作物又は素材の非実質的部分を抽出し及び再利用することができる。

第5項

データベースの合法的ユーザは、データベース作成者の許諾なく、かつ出所を明示せず、個人の私的使用のみのために、当該データベースから著作物又は素材の非実質的部分を抽出及び再利用することができる。

第6項

本条の規定は、かかる抽出及び再利用が、個人情報保護、プライバシー、セキュリティ又は機密性といった事項に関する加盟国又はE Cの法律や国際的義務を含め、他の一切の先行の権利又は義務とも抵触しない限りにおいて、適用される。

第9条 保護期間

第1項

データベースの著作権保護の期間の存続は、文学的著作物に与えられるのと同じであるが、著作権及び関連する権利の保護の期間の、いかなる将来のE Cのハーモナイゼーションをも妨げない。

第2項

データベースの内容の選択又は配列に対する非実質的変更は、当該データベースの著作権保護の当初の期間を延長しない。

第3項

不公正な抽出を防止する権利は、データベースの創作日から開始し、データベースが最初に合法的に公衆の利用に供された期日から10年の期間の終了に消滅する。本項において与えられる保護の期間は、データベースを最初に合法的に利用に供した日の翌年の1月1

日に始まるものとする。

第4項

データベースの内容に対する非実質的変更は、不公正な抽出を防止する権利によるデータベースの保護の当初の期間を延長しない。

第10条 救済措置

加盟国は、本指令において規定された権利の侵害に関し、適切な救済措置を定めるものとする。

第11条 データベースからの不公正な抽出を防止する権利に基づく保護の受益者

第1項

不公正な抽出又は再利用からデータベースの内容を保護するために、本指令が与える保護は、E Cの国民又はE Cの領域にその住所を有する者が作成するデータベースに適用される。

第2項

データベースが本指令の第3条第4項の規定に基づいて創作される場合、第11条第1項は、加盟国の法律に従って設立され、かつE C域内に登録事務所、中央管理部門又は主たる事業所を有する会社 (companies and firms) にも適用される。加盟国の法律に従い設立された会社が、E Cの領域内にその登録事務所のみを有する場合、その会社の経営は、加盟国のうちの1国の経済と効果的かつ継続的な繋がりを有しなければならない。

第3項

不公正な抽出を防止する権利を、第三国において作製され、かつ第1項及び第2項の規定に該当しないデータベースにまで及ぼす取り決めは、E C委員会の提案に基づき閣僚理事会によって締結される。この手続きによって及ぶデータベースの保護期間は、本指令の第9条第3項に基づく有効期間を越えないものとする。

第12条 他の法律条項の継続的適用

第1項

本指令の規定は、データベースに編入された著作物又は素材に存続する著作権又はその他一切の権利を妨げるものではなく、データベース自体又はその内容に対して適用可能な特許権、商標、意匠権、不正競争、トレード・シークレット、機密性、データ保護及びプライバシー、並びに契約法などの他の法律条項についても同様である。

第2項

本指令の規定に基づく保護は、指令の施行より以前に創作されたデータベースに関して有効である。但し、当該期日より前に締結された契約及び獲得された権利一切を損なう

ものではない。

以上

